

岡山県牛窓ヨットハーバー自動販売機設置事業者公募公告

次のとおり、岡山県牛窓ヨットハーバー内に自動販売機を設置する者を公募する。

令和7年1月31日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 公募に付する事項

- (1) 名称 岡山県牛窓ヨットハーバー自動販売機設置事業者公募
- (2) 設置期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可することができる場合、岡山県が判断した場合は、令和8年4月1日から2年を限度に、引き続き設置することができる。
- (3) 設置場所及び設置区分
 - ① 設置場所 岡山県牛窓ヨットハーバー（瀬戸内市牛窓町牛窓5414-7）
 - ② 設置区分 岡山県牛窓ヨットハーバー自動販売機設置事業者公募仕様書（以下「仕様書」という。）の「1 公募物件」に記載した2箇所（艇庫前、クラブハウス前）に自動販売機を設置すること。

2 公募に参加できる者の資格

次の要件を全て満たす法人又は個人が公募に参加することができる。

- (1) 岡山県内に本店、支店又は営業所を有し、故障等緊急の場合において迅速な対応ができる者であること。
- (2) 次の①から④までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑧までのいずれかに該当する者については、その事実があった後3年を経過した者を除く。）であること。
 - ① 岡山県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ② 岡山県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が岡山県と契約を締結すること又は岡山県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により岡山県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて岡山県との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者
 - ⑦ ①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人又はその他の使用人として使用した者
 - ⑧ 岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者
- (4) 県税、市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

3 公募に関する事務を担当する課（担当課）の名称等

岡山県土木部港湾課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話（086）226-7484 [直通]

FAX（086）227-5551

4 契約条項を示す場所

3の場所とする。

5 参加手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所

次のとおり、仕様書、自動販売機設置位置図、提出書類様式等を配布する。

- ① 配布期間 令和7年1月31日（金）から同年2月18日（火）までの午前9時から午後5時まで
- ② 配布場所 3の場所とする。
なお、岡山県ホームページからダウンロードできる。
<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/66/>

(2) 必要書類の提出期間、場所及び方法

この公募に参加を希望する者は、岡山県牛窓ヨットハーバー自動販売機設置事業者応募申込書（様式第1号。以下「応募申込書」という。）その他必要書類を提出しなければならない。

また、応募者は、提出した書類に関し岡山県から説明を求められた場合及び岡山県が追加資料等の提出を求めた場合には、それに応じなければならない。

- ① 提出期間 令和7年1月31日（金）から同年2月18日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ② 提出場所 3の場所とする。

③ 提出方法 持参又は郵便等（書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。）
①の提出期間内に必着とする。

④ 提出書類（指定のないものについては、発行日から1カ月以内のもの）

ア 法人

(ア) 応募申込書（様式第1号）

(イ) 売上手数料率見積書（様式第2号）

なお、売上手数料率見積書のみを無地封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして割印を上中下3カ所に押し、表に、公募事業名、応募者の住所及び商号又は名称を記載すること。

(ウ) 販売品目一覧表（様式第3号） ※ 設置を予定している自動販売機ごとに作成

(エ) 設置を予定している自動販売機のカタログ ※ 設置場所ごとに提出

(オ) 印鑑証明書（法務局が発行するもの）

(カ) 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）

(キ) 岡山県内の市町村長が発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納（滞納）のないことの証明書）

・岡山県内に本社がある場合は、当該営業所等の所在地の市町村税の完納証明書

・岡山県内に営業所等のみがある場合は、県内の主たる営業所等所在地の市町村税の完納証明書

(ク) 本社等の所在地を所轄する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納（滞納）のないことの証明書<その3の3>）

(ケ) 登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書<商号、住所、代表者、役員、設立日等を証明するもの>）

(コ) 決算関係書類（直近1事業年度分）

(カ) 役員一覧（氏名、よみがな、生年月日及び住所が必ず記載されていること）

※1年以内の所在地移転、名称変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、(4)の方法により担当課へ確認した上で、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。

※(エ)～(コ)については、写しでも可

※(カ)～(ケ)については、発行日から3カ月以内のもの

イ 個人

(ア) 応募申込書（様式第1号）

(イ) 売上手数料率見積書（様式第2号）

なお、売上手数料率見積書のみを無地封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして割印を上中下3カ所に押し、表に、公募事業名、応募者の住所及び氏名を記載すること。

(ウ) 販売品目一覧表（様式第3号） ※ 設置を予定している自動販売機ごとに作成

(エ) 設置を予定している自動販売機のカタログ ※ 設置場所ごとに提出

- (イ) 印鑑証明書（住所地の市町村が発行するもの）
 - (カ) 岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納（滞納）のないことの証明書）
 - (キ) 岡山県内の市町村長が発行する完納証明書（市町村が徴収している税の未納（滞納）のないことの証明書）
 - (ク) 住所地を所轄する税務署長が発行する消費税及び地方消費税の完納証明書（消費税及び地方消費税の未納（滞納）のないことの証明書<その3の2>）
 - (ケ) 本籍地の市町村長が発行する身分証明書
 - (コ) 法務局が発行する後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）に規定する登記事項証明書
 - ※1年以内の住所地移転、氏名変更など特別な事情により上記証明書を提出できない場合は、(4)の方法により担当課へ確認した上で、当該事由説明書（様式任意）を添付すること。
 - ※(エ)～(コ)については、写しでも可
 - ※(オ)～(コ)については、発行日から3カ月以内のもの
- (3) 提出書類の審査
審査結果の通知
- (2)で提出された書類を岡山県が審査した結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、選考に参加することができない。この通知を受け取った者は、令和7年2月21日（金）までに、下記(4)③の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。
- (4) 仕様書等に対する質問の受付
- ① 受付期間 令和7年1月31日（金）から同年2月7日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - ② 方法 仕様書等に対する質問・回答書（様式第4号）によりFAXすること。
 - ③ 宛先 岡山県土木部港湾課
FAX番号 （086）227-5551
 - ④ その他 選考後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 選考

- (1) 選考日時
令和7年2月28日（金） 午前9時00分
- (2) 選考場所
岡山県庁9階 901会議室（岡山市北区内山下2-4-6）
- (3) 設置予定事業者の決定方法
 - ① 地方自治法第234条第3項の規定に準じ、岡山県が予定する売上手数料率以上で最高の売上手数料率をもって見積りをした者を設置予定事業者とする。
 - ② 売上手数料率見積書の開封は、当該選考事務に直接関与しない職員の立会いのもとで行う。なお、応募者の立会いも認めることとするが、契約を締結する権限を有する者以外が代理で立ち会う場合には、契約を締結する権限を有する者から

の委任状（様式第5号）を提出すること。

(4) 岡山県が予定する売上手数料率以上での見積りがない場合は、条件等を見直しの上、後日改めて再度の公募を行う。

(5) くじによる見積り順位の決定方法

同率の見積書を提出した者があるときは、直ちに当該見積り提出者にくじを引かせ、設置予定業者を決定することとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該選考事務に関係のない職員にくじを引かせ見積り順位を決定するものとする。

(6) 応募者は、その提出した見積書の差換、変更又は取消しをすることができない。

(7) 岡山県は、応募者が連合し、又は不穏の挙動をする等選考を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、選考を延期し、又はこれを中止することがある。

7 見積りの無効

次の売上手数料率の見積りは、無効とする。

(1) 2に示した公募に参加できる資格のない者のした見積り

(2) 応募者に求められている義務を履行しなかった者のした見積り

(3) この公告に示した諸条件に違反した者のした見積り

(4) その他岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第140条各号に掲げる入札に準じた見積り

8 設置事業者の決定

(1) 岡山県は、岡山県が予定する売上手数料率以上で見積りをした者を対象として、選考後速やかに、7に該当していないかについて審査する。

(2) (1)の審査は、最高の売上手数料率で応募した者から売上手数料率の低い応募者へと順次実施し、1者が7に該当していないことが確認できるまで行うものとする。

(3) 審査の結果、提出書類全てが有効であると確認された者を設置事業者として決定する。

9 公表

8で決定した設置事業者名及び売上手数料率を、応募者全員に通知するとともに、岡山県ホームページにおいて公表する。

10 その他

(1) 契約書等作成の要否
要

(2) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(3) 8で決定した設置事業者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。

(4) その他詳細については、仕様書による。